

資料1

君津市子ども・子育て会議について

令和元年11月19日

君津市保健福祉部子育て支援課

1 設置根拠

- 君津市子ども・子育て会議条例（平成25年10月1日施行）
- 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日公布）

【根拠法令抜粋】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

2 趣旨・目的

子育て当事者や子育て支援当事者等の参画を得て、「子ども・子育て支援計画」の各種施策や、新制度に基づく本市における子ども・子育て支援施策を、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて審議すること。

3 主な審議事項

- 市の子ども・子育て支援に関する施策の調査、審議
- 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定
- 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定
- 「君津市子ども・子育て支援計画」に定める各種施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直し（事業計画のPDCAサイクル）
- 「君津市子ども・子育て支援計画」の策定

4 委員構成

(1) 子どもの保護者（公募）	2人
(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	8人
(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	2人
(4) 事業主を代表する者	1人
(5) 労働者を代表する者	1人
	14人